

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所
〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F
TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. どうなる? 「専業主婦」の年金制度の見直し

◆2012 年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012 年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を2等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

◆遺族年金はどうなるか?

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の 50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARREL の“使命”です。

CARREL の 6 つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約 10 年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学にてメンタルヘルスや再就職支援等の講師を担当。



12月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- ◇ 所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]
- ◇ 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出 12/15~1/25
[労働基準監督署]

31日

- ◇ 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分>
[郵便局または銀行]
- ◇ 健保・厚生年金保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- ◇ 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
[給与の支払者(税務署)]
- ◇ 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出
[給与の支払者(税務署)]

2. 年次有給休暇の取得日数・取得率は？

◆労働者30人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成23年「就労条件総合調査」の結果を10月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者30人以上の企業であり、平成23年1月1日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について4,296企業が有効な回答を行いました。

◆年次有給休暇の取得状況

1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者1人平均17.9日（前年17.9日）であり、そのうち労働者が取得した日数は8.6日（同8.5日）となっています。取得率は48.1%（同47.1%）です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっており、規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- ・1,000人以上…55.3%（前年53.5%）
- ・300～999人…46.0%（前年44.9%）
- ・100～299人…44.7%（前年45.0%）
- ・30～99人が…41.8%（前年41.0%）

◆「仕事優先」か「プライベート優先」か 株式会社毎日コミュニケーションズが2011年4月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が21.7ポイント減少、「プライベート優先」が22.5ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。

12月の花歳時記

【冬至】

12月22日頃。一年で最も昼が短く、夜が長い日です。冬至といえばかぼちゃとゆず湯。冬至にかぼちゃを食べるという習慣は、野菜が不足しがちなこの時期に、保存がきくかぼちゃで栄養を取ったといい、昔の人は「冬至までとっておいたかぼちゃを食べると魔よけになる」といったそうです。

また、この日柚子湯に入ると風邪を引かない、という言い伝えも、新陳代謝を上げ疲れや冷えを和らげる柚子で、厳しい寒さに負けない体作りをしようという、昔の人の知恵といえます。

